

【1割負担】

【1割負担】

ユニット型特別養護老人ホーム くみのき苑 しらさぎ ご利用料金について (平成28年1月1日現在)

修正29. 4. 25

介護保険対象分の計算方法: (基本単位+加算額) × 日数 × 10. 45 (地域単価) - 介護給付 (9割) = 自己負担額

◎ 自己負担額の目安		ユニット型介護福祉施設サービス費 (I)			介護保険対象 (1割負担)		
要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護サービス利用料 (1割負担) ※1 ①		654 円	722 円	797 円	866 円	935 円	
生活費 (介護保険外の費) ※2	食費 ②	第1段階	300 円				
		第2段階	390 円				
		第3段階	650 円				
		第4段階	1,500 円				
	居住費 ③	第1段階	820 円				
		第2段階	820 円				
		第3段階	1,310 円				
		第4段階	2,500 円				
合計金額 (1日あたり) ①+②+③		第1段階	1,774 円	1,842 円	1,917 円	1,986 円	2,055 円
		第2段階	1,864 円	1,932 円	2,007 円	2,076 円	2,145 円
		第3段階	2,614 円	2,682 円	2,757 円	2,826 円	2,895 円
		第4段階	4,654 円	4,722 円	4,797 円	4,866 円	4,935 円
合計金額 (30日あたり)		第1段階	53,220 円	55,260 円	57,510 円	59,580 円	61,650 円
		第2段階	55,920 円	57,960 円	60,210 円	62,280 円	64,350 円
		第3段階	78,420 円	80,460 円	82,710 円	84,780 円	86,850 円
		第4段階	139,620 円	141,660 円	143,910 円	145,980 円	148,050 円

上記に別途、加算料金、その他の費用 (日用品代、理美容代、リース代、特別室料等) が加算されます。

※1 介護保険の1割負担が高額となる場合は、世帯状況により、負担上限限度額が設定される場合があります。

※2 生活費 (食費・居住費) のご利用者負担については、以下の基準で減額の制度があります。

区分 (段階)	課税区分	対象者
第1段階	市民税 非課税	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	市民税 非課税	年金収入額が80万円以下の方
第3段階	市民税 非課税	年金収入額が80万円を超え、市民税が非課税の方
第4段階	市民税 課税	上記対象条件以外の方

◎加算項目及びご利用者負担額		介護保険対象 (1割負担)	
初期加算	32円/日	外泊時費用	257円/日
栄養マネジメント	15円/日	個別機能訓練加算	13円/日
口腔衛生管理体制加算	32円/日	夜間看護体制加算	11円/日
療養食加算	19円/日	日常生活継続支援加算	48円/日
精神科医療療養指導加算	6円/日		
経口維持加算	(I) 418円/月 (II) 105円/月		
看護体制加算	(I) 5円/日 (II) 9円/日		
看取り介護体制加算	151円/日【死亡日以前4日以上30日以下】 711円/日【死亡日の前日及び前々日】 1,338円/日【死亡日】		
サービス提供体制強化加算	(I)イ 19円/日 (I)ロ 13円/日 (II) 7円/日 (III) 7円/日		
介護職員処遇体制加算	合計単位数に加算率 (5. 9%) を加算		

※要介護度、ご利用者負担段階に関わらず、一律料金が加算されます。

※上記以外に、ご利用者個々の状態に応じて算定される個別に算定される加算があります。

【2割負担】

【2割負担】

ユニット型特別養護老人ホーム くみのき苑 しらさぎ ご利用料金について (平成28年1月1日現在)

修正29. 4. 25

介護保険対象分の計算方法:(基本単位+加算額)×日数×10.45(地域単価)－介護給付(8割)＝自己負担額

◎ 自己負担額の目安		ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)			介護保険対象(2割負担)		
要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護サービス利用料(1割負担)※1 ①		1,308 円	1,444 円	1,594 円	1,732 円	1,870 円	
生活費 (介護保険外の費) ※2	食費 ②	第1段階	300 円				
		第2段階	390 円				
		第3段階	650 円				
		第4段階	1,500 円				
	居住費 ③	第1段階	820 円				
		第2段階	820 円				
		第3段階	1,310 円				
		第4段階	2,500 円				
合計金額 (1日あたり) ①+②+③		第1段階	2,428 円	2,564 円	2,714 円	2,852 円	2,990 円
		第2段階	2,518 円	2,654 円	2,804 円	2,942 円	3,080 円
		第3段階	3,268 円	3,404 円	3,554 円	3,692 円	3,830 円
		第4段階	5,308 円	5,444 円	5,594 円	5,732 円	5,870 円
合計金額 (30日あたり)		第1段階	72,840 円	76,920 円	81,420 円	85,560 円	89,700 円
		第2段階	75,540 円	79,620 円	84,120 円	88,260 円	92,400 円
		第3段階	98,040 円	102,120 円	106,620 円	110,760 円	114,900 円
		第4段階	159,240 円	163,320 円	167,820 円	171,960 円	176,100 円

上記に別途、加算料金、その他の費用(日用品代、理美容代、リース代、特別室料等)が加算されます。

※1 介護保険の1割負担が高額となる場合は、世帯状況により、負担上限限度額が設定される場合があります。

※2 生活費(食費・居住費)のご利用者負担については、以下の基準で減額の制度があります。

区分(段階)	課税区分	対象者
第1段階	市民税 非課税	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	市民税 非課税	年金収入額が80万円以下の方
第3段階	市民税 非課税	年金収入額が80万円を超え、市民税が非課税の方
第4段階	市民税 課税	上記対象条件以外の方

◎加算項目及びご利用者負担額	介護保険対象(1割負担)
初期加算	64円/日 外泊時費用 514円/日
栄養マネジメント	30円/日 個別機能訓練加算 25円/日
口腔衛生管理体制加算	63円/日 夜間看護体制加算 21円/日
療養食加算	38円/日 日常生活継続支援加算 96円/日
精神科医療療養指導加算	11円/日
経口維持加算	(Ⅰ)836円/月 (Ⅱ)209円/月
看護体制加算	(Ⅰ) 9円/日 (Ⅱ) 17円/日
看取り介護体制加算	301円/日【死亡日以前4日以上30日以下】 1,422円/日【死亡日の前日及び前々日】 2,676円/日【死亡日】
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)イ 38円/日 (Ⅰ)ロ 25円/日 (Ⅱ)13円/日 (Ⅲ)13円/日
介護職員処遇体制加算	合計単位数に加算率(5.9%)を加算

※要介護度、ご利用者負担段階に関わらず、一律料金が加算されます。

※上記以外に、ご利用者個々の状態に応じて算定される個別に算定される加算があります。